

○石毛委員 それでは、後ほど連絡をさせていただきますように要請いたします。

もう一点、質問の中で申し上げたと思いますけれども、厚生労働省で確定する健診の内容というのはそんなに細かい内容のものではないように伺っております。ヒアリングの際も、フォーマットはこういう一枚をいただきました。

実際には、健診の中身というのは乳幼児健診を実施する市町村が最終的には作成をしているんだというふうに理解をしております。しかしながら、このフォーマット、これは非常にシンプルなものだというふうに思いますけれども、これでは、例えば高機能自閉症の方ですとか、それから、例えば注意欠陥多動性障害と言われるお子さんについてはなかなかわかりかねるような、そういうものではないかというふうに思います。

ですから、これのもう一つブレイクダウンしたものといえますか、あるいは、これをつくり変えたものとして、新しい厚生労働省としての指針といえますか、マニュアルのようなものが出されていくんだと思いますけれども、その最終確定、市町村にそういうものをお知らせしていく、そのものができるまでの厚生労働省としての進め方、プロセスというものを御答弁いただきたいと思います。と申しますのは、やはり、公開性、透明性というのは非常に大事な要素だと思いますので、お伺いいたします。

○伍藤政府参考人 今、これは研究段階でありますから、この具体的な健診項目を今後変える必要があるかどうかも含めて、その研究成果を見ながら判断をしていきたいと思いますが、当面は、いろいろな障害に対応するような今の健診項目の中でも実施をしておりますので、その中でどういうふうにこういった問題に取り組んでいけるか、医師や保健師のいろいろな専門能力を高めるような、それから地域の支援体制をどうするか、そういったところに注力をしていきたいというふうに考えております。

○石毛委員 もう一回確認ですけれども、新しく評価項目をつくり、評価リストに基づいて早期健診を行うというようなことではなくて、医師、保健師等、専門職種のいわば診断力といいたししょうか、そういう力量を高めるためのマニュアルといえますか、手引書といえますか、そういうものをつくるのであって、健診項目の中身そのものは変わるわけではないというふうに御答弁いただいたというふうに受けとめていいですか、ここはすごく重要なところだと思うんですけれども。

○伍藤政府参考人 研究を始めたばかりのところでありまして、この検査項目が不足なのか、これが不十分なのか、あるいは、どういった観点からこの発達障害というものに取り組んでいくべきなのか、そのあたりも全く未知数でありますから、今の時点では、直ちに、この健診の項目とかそういうやり方を変えるということまでは考えておりませんが、先ほど言いましたように、この研究成果とかそういうものによっては、可能性は、これからそういうものを将来的に見直していくということはあり得るというふうに考えておるところでございます。

○石毛委員 このところは非常に重要なところだと思います。この法案を私の知り合いの方などと議論をしておりましたときに、これは厚生労働省ではございませんけれども、文部科学省が、特別支援教育に関しまして、通常学級におられる自閉症や、ここで法規定されているお子さんなどを担任の先生を通じて把握をしていただいたところ、大体六%ぐらいではないかというふうに調査結果が出ましたというふうに報告をされておりました、その六%という数字といいたししょうか、あるいはそうした方々がいらっしゃるということが今中心になって、ベースになって法案も動いているわけでございます。

その六%の方が自閉症なのか、アスペルガー症候群なのかということの確定というのはまだできていないわけですね。できていないからこそ、乳幼児健診でも、今、九州大学の先生や鳥取大学の先生が研究されていらっしゃるんだと思います。

私がある先生から伺いましたところ、六%を確定していくためには、健診を受けた子供さんの二〇%ぐらいをスクリーニングしていかなければ六%というところにはいかないという、だから法文も、発見したら発達障害者支援センターへの相談とか、そういうような規定のしぶりもあるわけでございますし、現在でも、乳幼児健診では児童相談所へ健診というような二段構えの健診になっている、そういう仕組みでもございます。

その仕組みが、さらに、こうした子供さんたちを明らかにしていくために健診を行うということになりますと、かなりの程度の子供さんが、まず第一次スクリーニングで発達障害があるのではないかというふうに思われかねない、思われるかもしれない。それが、ある小児精神科医の先生は、二〇%ぐらいの子供のスクリーニングから始まるのではないかというふうに言われておられます、いろいろと見解はあるんだと思いますけれども。

そうしますと、二割内外の子供さん、二割内外の保護者の方たちが、もしかしたら、その年齢の子供さんに比べれば動きが激しかったりとか、いろいろな状態の中で違うというふうに判断されたことと、それから診断名をつけるということは、イコールではないかもしれないけれども、大変多くの子供さんたちがまずグレーゾーンに位置づけられる可能性があるのではないか。だから、まだ、こうしたいわゆる発達障害という方々について、診断方法や治療方法や指導方法が共通コンセンサスを得るまでにはなっていないのではないかというような強力な御意見もございます。もちろん、あるという御意見の専門家の方もいらっしゃるでしょう。ですから、非常に多義的であるということをも十分にきちっと認識していただきたい。

であるからこそ、私は、文部科学省さんにもこの点は後で確認させていただきたいと思っておりますけれども、乳幼児健診の健診項目の確定や、それから携わる関連職種や専門家の皆様がどのように判断されるのかということもきちっと確定していくプロセスを透明にして、そして議論をきちっと尽くせるようにして、そうした手だてを踏んでいかないと、やはり大変な反省点を残すことになりかねない。杞憂であればそれにこしたことはないと思っておりますけれども、そんなふうに思っております。

ぜひ、伍藤局長の御答弁、まだ未知数だというふうにおっしゃいましたけれども、未知数を既知のものにしていくときのその政策担当としての手順の踏み方ということには十分御留意いただきたいというふうに思います。何しろ、法律が成立すれば、後は動かしていくのは省庁でいらっしゃるわけですから、そこのところは十分に申し上げておきたいと思っております。

とりわけ、早期の発見、早期の発達診断に関しましては、往々にして、自治体の姿勢によりましては、早期に、地域からとか、地域からというのはオーバーな表現かもしれませんが、近所やあるいは保育園、幼稚園の子供たちの仲間から離れて違うところで分離になるというような問題もございまして、ぜひとも今申し上げましたことはきちっと受けとめていただきたいと要請いたします。

次でございます。

第五条四項に、「児童及び保護者の意思を尊重」というふうに記載されてあります。

まず、伍藤局長にお伺いします。

乳幼児健診を受けるか受けないかということは、まず第一義的に児童及び保護者の意思が尊重される、優先されるというふうに理解をしてよろしいでしょうかということの確認をさせていただきます。

○伍藤政府参考人 受けるか受けないかを含めて、この意思の尊重の中に入っておるものというふうに思っておりますが、一般論としては、この発達障害にかかわらず、私どもは、子供のいろいろな健康管理といいますか健康増進、そういった子供の健全な育成という観点から、できるだけ乳幼児健診の受診率は高めていくようにということを従来から行政施策としては目標にしてきておるところでございます。

○石毛委員 余り時間をとるわけにはいかないのですけれども、従来からそうしているから、これからもそうしているというふうにおっしゃりたかったのかどうかと思いますが、現在、最も障害者施策の中で重視されていることは、これは社会的コンセンサスになってきていることですので、自己決定の尊重というところでございます。

あえて申し上げれば、健全な成長という「健全な」というのも、育てる親御さんや御本人から見ても幅はあることなのではないでしょうか。ぜひとも、その自己決定の尊重、「児童及び保護者の意思を尊重」、これはせつかく法案の第五条四項に規定されていることですので、十分にきちっと受けとめていただきたいと要請をいたします。

同じ中身に関してでございますけれども、第五条三項は、医学的、心理学的判定とか、発達障害者支援センターへの紹介、助言などを定めています。この点についても、児童、保護者の意思が第一義的に尊重されると理解をしてよろしいでしょうか。そのことを確認させてください。

○塩田政府参考人 障害福祉の理念として、本人の自己決定とかあるいは自己選択ということが大変大事なキーワードになっているところでありまして、昨年四月からスタートした支援費もそういう考え方に立ってスタートしたものと理解しております。

この五条の第四項の規定、「児童及び保護者の意思を尊重する」という規定は、そういう趣旨を書いたものと理解をしているところでございます。行政などによって強制的に心理判定とか発達障害者支援センターへの紹介とか、そういったことがあってはいけないことでありまして、保護者あるいは御本人に判定の意味とかを十分説明し、理解をしていただいた上で行うべき、そういう趣旨の規定であると理解しております。

○石毛委員 金子雇用対策部長にお尋ねいたします。

法第十条は、就労の支援に関してでございますが、私は、今回のこの法案の作成過程でお話を伺わせていただきましたときに、大変感銘を受けましたと申しましょうか、そうしたことで本当に当事者の方は動揺されたり苦勞されていらっしゃるんだなと思いましたのは、アスペルガーの状態をお持ちの青年が、ある集会の席で、職業安定所に相談に行ったところ、自閉症は就労支援の対象ではないと断られたというように発言されたそうです。

厚生労働省は、何も、職業安定所、ほかのところでは就労の支援を行う方々は手帳を持っていないなければならないという規定ではないのだと思いますけれども、これまでどんなふうに対応をされてこられたのでしょうか。そこのところをお聞かせください。

○金子政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘いただきました、自閉症の方は就労支援の対象とはならないというようなお話でございましたが、これは、発達障害者の方につきましても、障害者雇用促進法上は、身体障害者あるいは知的障害者の方は現在雇用義務の対象とはなっておりますが、こういった雇用義務制度の対象にはなってはおりませんが、職業リハビリテーションの措置につきましても、発達障害者の方も含めまして制度上対象になっているところでございます。

したがって、そういう観点から申し上げます、今御指摘いただきましたように、自閉症の方は就労の支援対象ではないという発言は適切を欠くものだと思っております、我々としても、こういったような事実があるとすれば、今後とも、ハローワークの職員あるいは関係の機関の職員に対しまして、会議や研修の場で、法の趣旨でありますとか発達障害につきましても、いろいろ周知徹底を図りますとともに、職員の理解が深まるような方策をこれから本格的にやっていかなければいけないだろうというように考えております。

○石毛委員 重ねてお尋ねいたしますけれども、そうしますと、法案成立後は新しく通知をお出しになるというようなことをお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○金子政府参考人 雇用の観点で申し上げますと、近々にも全国の労働局の会議がございますので、そういった場で改めて説明をする、あるいは障害者の雇用につきまして専任で担当しております職員の研修がございますので、そういったところで周知徹底を図っていきたいと思っております。

省全体といたしましてどういう取り扱いをするかということは、もう少し検討させていただきたいと思っております。

○石毛委員 実は、一九九三年の障害者基本法の制定のときから附帯決議等で、就労だけではございませんけれども、先ほど来触れました難病の方あるいは自閉等の障害をお持ちの方への施策の充実ということは附帯決議などで規定されてきていたことでございました。

ですから、私ども立法府に所属する者といたしましても、もっときちっと施策の動向、推進の状況について留意を払うべきであったということを、私は、この法案を学ばせていただいておりますときに、強く思った次第でございます。

同じようなことは、恐らく施策を担当する省庁にも言えることだと思います。附帯決議は、大臣がきちっとやってまいりますというふうに御答弁されることですから、省庁の側の責任として、やはり振り返ってみて、至らなかったこと、きちっと対応してこなかったことが多々あると思います。そうしたことを改めて思っただきまして、たまたま就労支援に関して申し上げましたけれども、ぜひ、十全にお受けとめくださいますようにと思います。

厚生労働省に対して最後の質問でございます。

第十四条あるいは第二十条に民間団体についての規定がございます。どのような団体を想定して、どのような施策を講ずることができるというふうにお考えになられますか。その点をお聞かせください。

○塩田政府参考人 民間団体につきましては、現在、実際に発達障害者の支援をさまざまなレベルで実施されておられます。例えば、社団法人の日本自閉症協会でありますとか全国LD親の会、あるいはNPO法人えじそんくらぶ、その他もろもろのいろいろな方々が活躍をされております。そういう諸団体を想定しているところでございます。

また、発達障害を持つ人たちによる当事者の団体も、これからいろいろな活躍が期待される場所でありまして、そういう方々も当然対象になり得ると考えております。

いずれにいたしましても、この法案の趣旨を実現する上で、民間の団体の方々が果たす役割は大変大きいと思いますので、厚生労働省といたしましても、そういう民間の方々の知恵もおかりしながら、ともに協力して、この法律の趣旨の実現に向けて、発達障害者の福祉の推進に向けて努力をさせていただきたいと思っております。

○石毛委員 塩田部長の御答弁の中にございました中で、とりわけ私は、当事者団体に所属して活動される皆さんがエンパワーメントをしていけますように、国としても、やはり、発達障害と言われる方々の活動領域だけではございません、いろいろなところで直接活動されている当事者団体の方々に対する支援策、ぜひスタートをしていっていただきたい。充実していただきたいと言いたいところですが、まだ、スタートしたかしないか、していないというふうには私は受けとめておりますので、そのように申し上げます。

ありがとうございました。